

大阪市公園条例の一部を改正する条例案

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の5 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p><u>4</u> <u>法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画（難波宮跡公園に係るものに限る。）に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物（令第6条第1項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができ</u> <u>ることとする。</u></p> <p><u>5</u> 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の10を限度として<u>前各項</u>の規定によ</p>	<p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の5 [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>4</u> 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける都市公園の敷地面積の100分の10を限度として<u>前3項</u>の規定によ</p>

り認められる建築面積を超えることができないこととする。 <u>6</u> ・ <u>7</u> [略]	り認められる建築面積を超えることができないこととする。 <u>5</u> ・ <u>6</u> [同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月15日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

公募により選定された者が設置又は管理を行う公園施設を都市公園に設ける場合における公園施設の設置基準を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。